

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月27日

函館市長 大 泉 潤

函館市規則第25号

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

函館市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成26年函館市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（指定障害福祉サービス事業者等の指定を受けた旨の標示）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第3条を削る。

第4条の見出しを「（指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新を受けた旨の標示）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項を同条とし、同条を第3条とする。

第5条の見出しを「（指定障害福祉サービス事業等の廃止等の届出）」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「別記第5号様式」を「別記第1号様式」に改め、同項を同条とし、同条を第4条とする。

第6条中「別記第6号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「別記第7号様式」を「別記第3号様式」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「別記第8号様式」を「別記第4号様式」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

別記第1号様式から別記第4号様式までを削る。

別記第 5 号様式中「第 5 条関係」を「第 4 条関係」に改め、同様式を別記第 1 号様式とする。

別記第 6 号様式中「第 6 条関係」を「第 5 条関係」に改め、同様式を別記第 2 号様式とする。

別記第 7 号様式中「第 7 条関係」を「第 6 条関係」に改め、同様式を別記第 3 号様式とする。

別記第 8 号様式中「第 8 条関係」を「第 7 条関係」に改め、同様式を別記第 4 号様式とする。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。